

# 土庄町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和5年3月31日

土庄町農業委員会

「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」第7条に基づき、土庄町農業委員会における標記指針を次のとおり定める。なお、本指針は平成29年度から令和8年度までの9ヶ年間の最適化活動の推進に係るものである。

## 記

### 1. 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標 8ha（平成29年度～令和8年度）

##### 【目標設定の考え方】

本委員会では農地法第30条に定める農地利用状況調査により、町内の遊休農地の把握に努めている。平成28年に実施した調査では、町内全体で180haの遊休農地が確認された。

遊休農地の主な発生要因は、農家の高齢化などによる労働力の不足や、低迷する農産物価格や鳥獣被害の影響等による離農の増加であると考えられる。

これらの遊休農地について、3年後に3ha、9年後には8haの解消を目指すものとする。

※遊休農地とは「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）」及び「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（同第2号）」である。

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

遊休農地については、農業委員及び農地利用最適化推進を担当区域ごとに分け、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施する。また、確認された遊休農地については、利用意向調査の実施により今後の活用見込についての把握に努めるものとする。その結果により、担い手農家への貸付のあっせんを行うとともに、現況に応じた「非農地判断」を速やかに行うものとする。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 2. 担い手（※）への農地利用集積について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標 50%（令和8年度末）

##### 【目標設定の考え方】

土庄町では、積極的な担い手への働きかけや農地中間管理事業の活用により、平成29年4月1日現在で農地全体の9%が担い手に集積されている。今後の農家の高齢化等を見据え、3年

後には担い手へ25%を、9年後には50%を集積することを目指し、国が掲げる「担い手集積8割」の目標と一体となり働きかけていくこととする。

※担い手は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④集落営農組織（任意組織）のいずれかの経営体をいう。

## **（2）担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法**

当該区域を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員は、各地区の10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

また、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## **（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法**

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

# **3. 新規参入の促進について**

## **（1）新規参入の促進目標 9経営体**

### **【目標設定の考え方】**

農業の新規の担い手は、毎年認定新規就農者の認定を受ける者は1名程度にとどまっている。令和5年3月31日現在、町内では33経営体が認定農業者の認定を受けているが、今後の農家の高齢化、離農の増加を考えると少なくとも町内で25名の認定農業者及び担い手を維持していることが必要だと考えられる。そのため、年間少なくとも1名程度の新規参入者（法人）を誘致し、9年後には新たな担い手として9経営体を確保することを目指す。

## **（2）新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法**

農業委員会窓口にて農地相談を行い、必要に応じて貸借可能な農地が存在する区域の農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を実施する。

また、農業委員会を新規参入に関する相談窓口とし、土庄町や香川県、香川県農業協同組合、小豆農業改良普及センター等の関係機関・団体と連携しつつ、参入後のフォローアップ体制を構築する。

## **（3）新規参入の促進の評価方法**

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

# **4. 取り組みの検証及び目標の見直しについて**

本指針に沿った単年計画として年度毎に「最適化活動の目標の設定等」を策定し、より具体的な計画のもと最適化の推進に努める。活動結果については、翌年月までに「活動の点検・評価」を策定して取り組みの検証を行い、次年度の取り組みに活かしていく。

本指針は、農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3 年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行うものとする。

## 5. 「地域計画」の目標を達成するための役割について

土庄町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、土庄町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力